

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年	4月	1日	制定
平成19年	3月	29日	改正
平成22年	3月	26日	改正
平成23年	3月	29日	改正
平成24年	5月	11日	改正
平成25年	3月	22日	改正
平成26年	3月	19日	改正
平成27年	3月	20日	改正
平成29年	5月	12日	改正
平成30年	3月	20日	改正
令和元年	5月	14日	改正
令和2年	8月	7日	改正
令和3年	3月	19日	改正
令和5年	3月	17日	改正
令和6年	3月	19日	改正

公益社団法人熊本県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「熊ト協」という。）が事業用トラックの交通事故ゼロを目指すことを目的に行う、安全装置等装着に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象機器)

第2条 「安全装置等」（以下「装置」という。）とは、次に定める装置とし、（1）～（5）の装置については、（公社）全日本トラック協会等が別に定める助成対象装置とする。

- （1）後方視野確認支援装置
- （2）側方視野確認支援装置
- （3）側方衝突監視警報装置
- （4）呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- （5）IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- （6）大型車用トルク・レンチ
- （7）後付け衝突防止補助装置

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員事業者に所属する営業用（緑ナンバー）自動車とする。

2 前条（1）～（5）については一事業者につき3台までとする。

3 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

- 4 後付け衝突防止補助装置は、国土交通省に認定された「運行中における運転者の疲労状態を測定する機器」に限り助成対象とする。なお、前項2～3項までの装置とは別に一事業者につき5台までとする。
- 5 大型車用トルク・レンチについては「600N・m」以上の締め付け能力を有し、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に対する助成対象とし、前項2～4とは別に1事業所1台までとする。
- 6 前条（2）及び（3）については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、前条（3）をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

#### （対象期間）

- 第4条 毎事業年度4月1日から翌年2月末日までに装置等を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を熊ト協に提出するものとする。
- 2 期間内であっても、全ト協及び熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で各助成を終了する。

#### （助成金の交付額）

- 第5条 前条の助成金の交付額は新たに装置を装着する会員事業者に対して、車両1台につき対象装置ごとに次に定める上限により、機器の取得価格総額の1/2を助成するものとし、取付工賃及び消費税は取得価格に含まないものとする。但し、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。なお、各装置への助成は次のとおりとする。

- （1） 後方視野確認支援装置（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）  
後方視野確認支援装置（モニター+後方カメラ）を同時導入した場合、  
車両1台につきモニターと後方カメラの取得価格総額の1/2（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）を助成する。  
なお、モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない
- （2） 側方視野確認支援装置（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）
  - ① 既に後方視野確認支援装置（モニター+後方カメラ）を導入している場合、新たに側方視野確認支援装置を後付装着する場合は、車両1台につき側方カメラの取得価格総額の1/2（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）を助成する。
  - ② 新たに側方視野確認支援装置（モニター+左側方カメラ1台）のみを導入した場合、  
車両1台につきモニターと側方カメラの取得価格総額の1/2（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）を助成する。  
なお、モニター又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。
  - ③ 新たに後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置（モニター+後方カメラ1台+左側方カメラ1台）を同時導入した場合、  
車両1台につきモニターと後方カメラ及び側方カメラの取得価格総額の1/2（上限：全ト協40,000円、熊ト協20,000円）を助成する。
- （3） 側方衝突監視警報装置（上限：全ト協100,000円）
- （4） 呼気吹込み式アルコールインターロック装置  
（上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円）

- (5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器  
(上限：全ト協20,000円、熊ト協10,000円)
- (6) 大型車用トルク・レンチ (上限：全ト協30,000円)
- (7) 後付け衝突防止補助装置 (上限：熊ト協30,000円)

(装置の装着)

第6条 助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から一ヶ月以内に次の(1)～(5)の書類を添付し、2月末日までに提出しなければならない。

また、大型車用トルク・レンチについては、次の(1)～(3)及び購入に関する領収書とする。

(1) 様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」

(2) 様式2「安全装置等導入促進助成金申請内訳書」

(3) 装着車両の「自動車検査証(写)」

(4) 装置装着に支払った「領収書(写)」もしくは「リース契約書(写)」

なお、会員事業者において取付を行った場合は、車両への装着が確認できる写真。

(5) 取付装置の型式等が記載された「取付証明書(自由様式)」(上記(4)もしくは請求書に型式が明記されている場合は不要)

なお、次に定める機器の導入については、次の書類を併せて提出する。

2 側方視野確認支援装置については、前項(1)～(5)に加え、次の書類を添付しなければならない。

(1) 左側方カメラを装着したことが確認できる写真。

(2) 新たに側方視野確認支援装置のみを導入した場合(モニター+左側方カメラ1台)は、モニター装着を証明する「領収書(写)」。

3 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器「Gマーク認定証(写)」。

4 国の補助金対象である装置を導入する場合、国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを証明する書類「誓約書」。(第2条第4項「後付け衝突防止補助装置」を除く。)

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。原則として、この報告書の到着月の末日締、翌月10日支払いとする。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年間経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、熊ト協が別にこれを定める。

附 則

本要綱は令和6年4月1日より適用する。